

## 高齢者の地方移住の推進に関する意見書

我が国の人口が減少局面に入るとともに、東京一極集中の傾向が続いていることから、急速な少子高齢化の進行への本格的な対応が喫緊の課題となっている。

本県は、労働者の供給県として大都市圏に若年労働者を送り出してきた結果、大都市圏に比べて高齢化率、特に後期高齢者の割合が高く、我が国の高齢社会の最前線を走っており、医療介護施設は充実してきているものの、今後は、若年者に限らず、高齢者の人口も減少に向かうこととなる。

このまま放置すると、長年構築してきた医療介護施設等の社会資源が無駄になるばかりでなく、医療介護施設等が担う雇用の場も失うことになり、地域経済の縮小が人口減少を加速させるといふ負のスパイラルに陥り、地域の活力が失われるおそれがある。

よって、国におかれては、高齢化が先行する地域が、その実状を踏まえ、若者の雇用創出、地域経済の活性化及び医療介護施設等の社会資源の有効利用の促進のため、高齢者の地方移住に時機を逸することなく取り組むことができるよう、下記事項についての格別の配慮を強く要望する。

### 記

- 1 高齢者が元気づちに移住した後に要介護状態となり施設入所となった場合でも、受入自治体や住民の負担が増すことがないように介護保険に係る特別な財政調整制度を創設すること。
- 2 地方移住を考える高齢者への仕事・住居・生活環境等についてワンストップ相談体制を一層充実させるとともに、地方移住の推進に向けた国民的な気運を更に高めること。
- 3 地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時に継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及のため、生涯活躍のまち形成事業を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

鹿児島県議会議長 池畑憲一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（地方創生）

殿